

委員提出資料

安達	讓委員	提出資料	P	1
阿部	和子委員	提出資料	P	2
木戸	啓子委員	提出資料	P	10
清水	益治委員	提出資料	P	11
砂上	史子委員	提出資料	P	14
寺田	清美委員	提出資料	P	17
村松	幹子委員	提出資料	P	22

3歳以上児の保育について・全体の構成、総則等について

安達 譲

基本の方針

3歳以上児の保育については、幼児期の主体的・協働的学びが将来にわたって重要な影響を与えることに鑑み、基本的に幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育保育要領と同じく環境を通して行うことや遊びを通して行うこと「教育」であることを明示する。

提案

主体的・協働的な学びの保障をするために

1. 研修の義務化

- ・保育の質の向上には、教材（遊び材）の準備・環境の構成等を含めた研修が大変重要であることを明示する。
- ・外部の研修とともに園内の具体的な保育場面をもとに肯定的にこども（個性、発達の段階、育とうとしていること）を理解することを必須とする。
- ・施設長には園内研修を実施するための資質・責任・研修義務を明確化する。

2. 幼児教育・保育の質の向上と評価の在り方

- ・評価に関しては学校評価と同様に自己評価を中心として、各園の良さや課題を同僚と共に話し合うことを重視したものとする。
- ・利用者が子どもと保護者になっているが、中心となるのは子どもであるので、子どもにとってその保育がどうであるかを重要な観点とし、その上で保護者からの意見聴取等を通じて自己評価の客観性を担保する。
- ・これまで取り組まれてきた第三者評価は福祉サービスとしての流れの中にあり、構造的な質の向上に関しては一定の効果が見られるが、プロセスの質の向上には寄与しているとは言い難い。実際の保育場面の観察（公開）を含め、保育の計画との整合性も評価するものとする。

3. 卒園時の姿・卒園後の学びへの姿と保育のあり方（幼児教育・保育の価値の共有）

- ・小学校への円滑な接続を図るが小学校がゴールではなく、30年後の社会で個々のこどもが人間らしさ、自分らしさを活かして生きていくことの重要性を保護者・地域社会と共有する。
- ・身体面での発達のような外形的に見えやすい発達ではなく、主体性等の育ちを保護者や社会と共有することが必要となる。
個別的、継続的に保育を可視化（ポートフォリオ、ドキュメンテーション等）する。
- ・保育所児童保育要覧、幼稚園指導要録、認定こども園こども要録の形式を共通のものとする。

1. 趣旨：はじめに：法的位置づけ

2. 保育所の役割と社会責任

2008年の総則の2保育所の役割と4保育所の社会的役割を一緒にする。

たとえば

- (1) 子どもの人権の保障，一人ひとりの人格を尊重した保育
- (2) 最善の利益，子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場
- (3) 子どもの24時間を視野に入れた家庭との協働
- (4) (保育所保育の特性である) 養護と教育が一体的に行われる
- (5) 個人差を踏まえた子どもの発達経験の保障，
- (6) 保育についての説明責任（個人情報の保護，苦情への対応）
- (7) 倫理観に裏付けられた専門的知識，技術及び判断を持って保育する，及び家庭との協働のもとで保育する。

3. 保育の原理

(1) 保育の目標

2008年のまま

(2) 保育の方法

・ア～オは現行のまま

オの次に・保育士間の連携によるチーム保育であることを明記する。

・地域や他の専門職間の連携（大きな関係の網の目のなかで営まれるということ視点を積極的に入れたい）

・現行カ（保護者の部分）の表現

一人ひとりの保護者の意向を理解・受容し，それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら子どもの最善を保護者と共に考え実践する（協働を明記する）。

(3) 保育の環境

*人の環境(子どもからの働きかけにその意向を汲んで応答する)は特権的であることを強調

第2章 子どもの発達と保育の内容及びねらい

現行の指針の2章子どもの発達と3章保育の内容を統合する。

さらに、第5章健康と安全（子どもの健康支援、環境及び衛生管理並びに安全支援、食育の推進等は、優れて保育の内容と考えられる）も一部統合する。また、第6章保護者に対する支援もここで展開する（保育の目標に保護者に対する支援が挙げられている）

はじめに：現行のものに、以下の視点から不足部分を追加して表現する。

- ・一人ひとりの子どもの発達過程を踏まえることの強調、
- ・養護と教育が一体的に行われること（養護と領域の関係について理解し易い言葉で書き込む）、
- ・内容とねらいの関係などに触れる。

*発達過程について

発達の節目の8～9か月頃を含む0歳代、1歳半から2歳半を含む1,2歳代、3歳以上、移行期（6,7,8歳）と大雑把に考えて（発達の個人差に配慮して）4つの時期ぐらいに分ける。

その上で、それぞれの時期の発達過程を月齢や年齢を入れずに、発達の順序を示す。発達過程は、それぞれの時期の特徴的な姿（教育基本法、児童福祉法：人格の形成を中軸にする、つまり、自己の発達を中心にその自己の生活を支える力としての心情・意欲・態度に関して最低限、押さえておきたい姿のみとする（詳しくは解説書）。発達過程を指針本体から外して、解説書により丁寧に書き込むということも考えられますが、現場の状況（研修などで子どもの発達を理解できないという声もよく聞きますので）から、指針から発達過程を完全に外すのは時期尚早のような気がします。

- ・0歳児をはじめ各発達過程の保育の内容をどのように記載するのか？
- ・0歳児は、生活と遊びで表現するという案もでていましたが、3歳以上の保育も生活と遊びを通して行われるわけで、その生活と遊びのなかで、子どもがどのような発達をしているのかを見る視点として、養護と教育(5領域)があると考えれば、3歳未満にその保育や発達を見る視点が、ないということになる？
- ・発達（生活や遊びを通して育つ子どもの姿）や保育（生活や遊び）を丸ごと捉えることには賛成です。
- ・混同したくないのは、振り返り・計画の次元と実践の次元は別だということです。つまり、実践（生活と遊び）は、5領域に分けて実践するわけではないのでまるごと（生活と遊び）と捉えていいと思いますし、そうでなければならないと思います。しかし、実践を振り返る視点として、養護（大人がしなければならないこと）の視点、教育（子どもが経験することとしての5つの領域）があるということです。年齢が小さければ小さいほど5領域は未分化な状態ではありますが、年齢が大きくなれば、その領域らしい生活や遊びもあると思います。

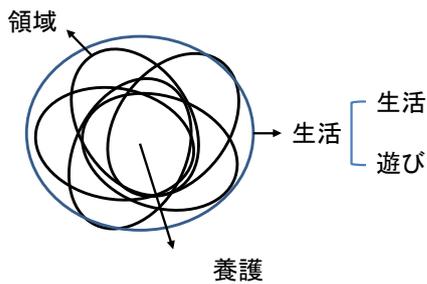


図1 養護と教育（領域）が一体的に行われる

- ・子どもの生活は狭義の生活と遊びから成り立つ（望ましい未来を作り出す力の基礎を培うのは生活を生活で生活へ）。
- ・養護的側面は、5つの領域と密接につながっている。
- ・5つの領域も子どもの生活（保育内容）を考える視点であり、その領域も大いに未分化な部分がある。
- ・さらに、図1は子どもの生活（保育内容）は、5つの領域におさまらない部分もあるという可能性も示した

1 発達過程

現行の第2章の子どもの発達の前文+乳幼児の発達の特性をそのままに以下、発達過程を「自己の発達」を中軸にして

0歳 1, 2歳 3, 4, 5歳 移行期 6, 7, 8歳の4つの時期（現行の8区分を）

発達過程の記述内容のイメージ（どのように表現するかは工夫が必要）

	0歳	1, 2歳	3, 4, 5歳	6, 7, 8歳
他者への興味・人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の物や人に笑いかける。 ・あやされると笑う ・人見知り（特定の人を獲得） 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちに関心を示す。 ・玩具などの物を介してかかわる（取り合う・一緒に遊ぶ） ・小さい集団での活動を楽しむ。 	省略	省略
自己認識	<ul style="list-style-type: none"> ・偶発的な指しゃぶり ・ハンドリガード ・特定の人に抱かれると喜ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の名前がわかる。 ・特定の人のもとで、探索活動を楽しむ。 ・なんでもやりたがる（自立への欲求）。 ・自己主張（イヤ, 自分で）。 ・人称代名詞を使い始める。 ・自分や他の名前を言う。 ・いくつかの体の部位を言う。 		
身体の動き・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・指しゃぶり ・寝返りを打つ ・見たものをつかむ（目と手の協応） ・座る－這う－立ち上がる－歩く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・座る－這う－立ち上がる－歩く。 ・階段をのぼる。 ・物を投げる ・なぐり描きをする。 ・階段を上り下りする。 ・片足立ち。 ・まるを描く。 		

		<ul style="list-style-type: none"> ・階段を左右交互の足で登る。 ・クレヨンで直線書き。 		
コミュニケーション・言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・人の声に反応しその方を見つめる。 ・興味のあるものに視線を向ける。 ・人に向けて泣いたり、笑ったりする。 ・やりもらいあそびを喜ぶ。 ・喃語をいう。一人で歌うように喃語をいう。 ・身近なものを理解する。 ・一語文 	<ul style="list-style-type: none"> ・指さし ・話すより多くの単語を理解している。 ・いやと頭を振るなど頻繁に自己主張する。 ・わたしは、わたしに等、言い始める。 ・形容詞や副詞をつかう。複合文で話す。 ・興味を持って絵本を見る。 ・短い時間、話を聞ける。 ・ごっこ遊びが始まる。 ・一日の出来事を再現する。 		
周囲への興味・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり動くものを目で追う。 ・ハンドリガード ・玩具に手を伸ばしてつかむ。 ・落ちた玩具を探す。「わざと落として拾ってもらおう」を繰り返す。 ・転がるボールを追いかける。つかまえるとまた転がす。 ・コップで飲もうとする。スプーンを使おうとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・靴に足を片方ずつ入れる。 ・「あした」「きのう」と時間に気づく。 ・クラスの子どもの持ち物がわかる。 ・手で食べる。 ・スプーンを使って食べる。 ・大小がわかり分ける。 ・自ら脱ぐことができる。 		
感情表現・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・はっきりと快/不快を示す。 ・他人より担当の保育者を喜ぶ。いなくなると泣く ・様々な感情（快、怒り、心配と怖れ、悲しみ、喜び、興奮、落胆、元気）をはっきりと表す。 ・できたことの喜びを表現する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己主張、激しい自我を表す。 ・頻繁に攻撃的な感情と行動を示す。 ・恐れる感情が増える。 ・感情の抑制ができるようになる。 ・自分の感情と他人の感情に気づく。 ・言葉で感情を表す。 ・他者に共感的関心を示す。 		

参考：

Bredcamp.S. and Copple, C. Eds., (1997). Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs, Washington, NAEYC p. 70～71

白川蓉子・小田豊 監修 (2000) 『乳幼児の発達にふさわしい教育実践：21 世紀の乳幼児教育プログラムへの挑戦』 東洋館出版社 p. 136～137

2 養護にかかわるねらい及び内容

現行のものに、「第5章健康及び安全」を意識した内容になるようにする。

本表は現行のもの（発達過程を明記することで、3歳以上の養護の視点を明確にしたい）を参考に記述内容のイメージ

	ねらい	内容	発達過程
ア 生命 の 保 持	① 一人ひとりの子どもが、快適に生活できるようにする。 ② 一人ひとりの子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。 ③ 一人ひとりの子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。 ④ 一人ひとりの子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。	① 一人ひとりの子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。 ② 家庭との連絡を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。 ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活リズムが作られていくようにする。 ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的に生活できるよう適切に援助する。	＊発達過程に応じて0歳から6歳まで
イ 情 緒 の 安 定	① 一人ひとりの子どもが、安定感を持って過ごせるようにする。 ② 一人ひとりの子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。 ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。④ 一人ひとりの子どもの心身の疲れが癒されるようにする。	① 一人ひとりの子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。 ② 一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。 ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人ひとりの子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。 ④ 一人ひとりの子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。	

3 教育にかかわるねらい及び内容

内容は現行のまま、そこに発達過程を明記したい。内容は（1）健康に示したようにたとえば、①が0歳の保育の内容となるとともに、時と場合によっては5歳の保育内容ともなるというように。

（1）健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

ねらい	内容	発達過程
① 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。	① 保育士等や友達と触れ合い、安定感を持って生活する。	
② 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。	② いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。	
③ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	③ 進んで戸外で遊ぶ。	
	④ 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。	
	⑤ 健康な生活のリズムを身に付け、楽しんで食事をする。	
	⑥ 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でしようとする又はする。	
	⑦ 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。	
	⑧ 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。	
	⑨ 危険な場所や災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。	

（2）

（3）

（4）

（5）

4 保護者支援のねらい及び内容

現行の第6章保護者に対する支援をここで展開するが、現行のものを

- ・保護者支援のねらい

- ・内容と方法

にわけて不足するところは加筆する。

（1）入所児

（2）地域の（通常の保育に支障をきたさない限り）

5 保育の実施上の配慮事項

- (1) 保育に関わる全般的な配慮事項
- (2) 乳児保育に関わる配慮事項
- (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項
- (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項
- (5) 移行期の保育に関わる配慮事項
- (6) 保護者支援における配慮事項

現行のものに不足部分の(5)と(6)を加えて形を整える。

第3章 保育の計画及び評価

現行の前文

以下のほとんど現行のままで、計画と実践が往還することを意識できるように表現を変える(計画と実践が往還しなければ、保育の質は見込めない)。

1 保育の計画

- (1) 保育課程(保護者との協働, 健康及び安全, 食育などすべての内容が含まれることを明記)
- (2) 指導計画
- (3) 保育課程と指導計画の関係

2 保育の計画と実践の往還(ここに記録と振り返りを入れる)

指導計画の作成

展開(実践)

評価(記録・振り返り)

- ・ 現行の指導計画の作成ー展開, 指導計画作成上留意すべき事項をもとに不足部分を加筆して記述する。
- ・ 実践の記録の重要性を加筆
- ・ 記録をもとに自己評価し、次の計画に生かすことで保育の改善を図る。

- ・ 保育所の自己評価

第4章 職員の専門性の向上

第1章(総則)から前章(保護者に対する支援)までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

1 職員の資質向上に関する基本的事項

職員の資質向上に関しては、次の事項に留意して取り組むよう努めなければならない。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4) 組織の一員としての自覚をもって…を追加する。

2 施設長の責務

施設長は、自らの保育の質の向上を図るとともに、保育所全体の（この部分を加える）保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない。

- (1) 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。
- (2) 施設長は、第3章の保育士等の自己評価及び保育所の自己評価等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。
- (3) 施設長は、職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること。

3 職員の研修等

- (1) 職員は、子どもの保育及び保護者との協働が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (2) 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

「3歳以上児の保育」「全体の構成，総則等」に関する論点について

倉敷市立短期大学 木戸啓子

1 発達障がい児の就学準備について

保育所保育指針 ③障害のある子どもの保育【個別の指導計画と支援計画】

「学校教育において、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行うために、個別の教育支援計画の作成が進められている今日、保育所においても、市町村や地域の療育機関などの支援を受けながら、長期的な見通しを持った支援のための個別の計画の作成が求められます。その際、各保育所においては、保護者や子どもの主治医、地域の専門機関など、子どもに関わる様々な人や機関と連携を図ることが重要です。こうした取組が小学校以降の個別の支援への連続性を持つこととなります。」

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 ⑥障害や発達上の課題のある園児の保護者支援

「発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第7条に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとして入園を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められる。また、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別の教育支援計画の作成とも関連することに留意することが必要である。」

移行支援計画については、必要性が高い領域であり、発達障がい児の小学校との接続について、特に専門的な理解が必要である。「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行う特別支援教育については、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を特別支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」とされている。このことは保育所においても同様の推進が必要であると考え、近隣の療育機関の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることができるような仕組みづくりが必要である。

2 3歳児の保育について

3歳児クラスの集団のとらえ方として、それまでの育ちを踏まえた3歳児であることを再認識して保育をする必要がある。3歳児クラスといっても年度当初は、2歳児クラスの育ちの延長であることを意識した保育が求められる。

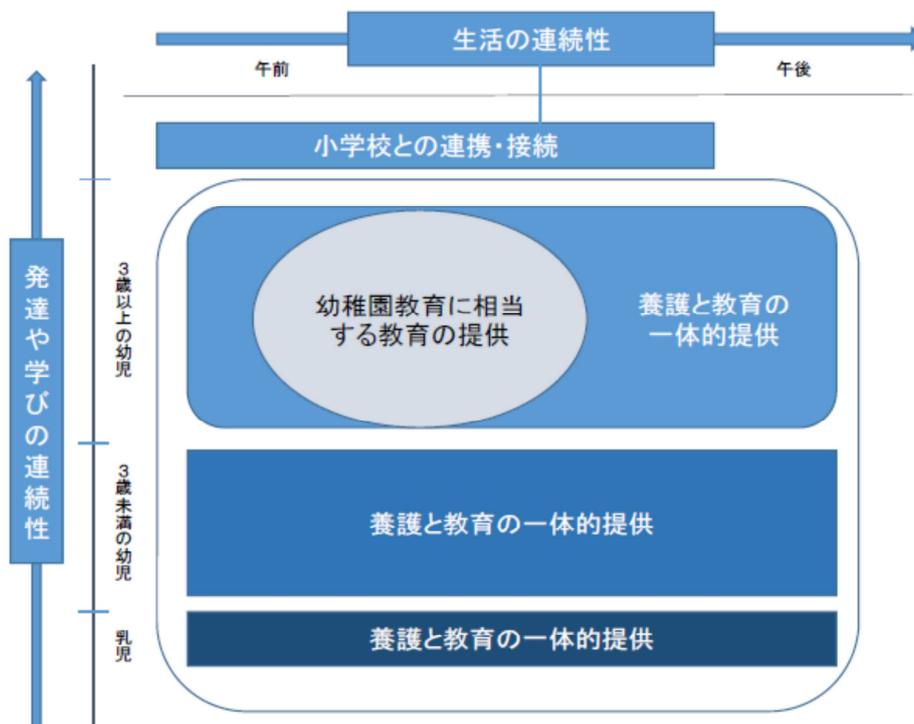
1. 3歳以上の保育について

保育所における「教育」のあり方について

保育所を経て小学校に就学する幼児に対しても、幼稚園や幼保連携型認定こども園（以下、幼稚園等）を卒園して小学校に就学する幼児に対しても、同じ小学校における教育、しかも義務教育が施される。そのため、幼稚園等で行われる教育と保育所で3歳以上の幼児に対して行われる教育は、同じであることを保障すべきである。すなわち、3歳以上には、「幼稚園教育に相当する教育」を行う必要がある。法令上、「幼稚園教育を行う」という表現が使えないので、この表現を繰り返し使うか、「保育所において3歳以上の幼児を対象に行う幼稚園教育に相当する教育」を「保育所教育」などと、略記して使うとどうか（略記することを総則で明示する。なお、この資料では、以下「保育所教育」と略す）。

保育所教育の目標は、学校教育法第23条に示されている「幼稚園教育の目標」と同じとする（学校教育法の変更にも対応可能）。保育所教育の基本（幼稚園教育の基本）や、目標を具体化したねらい、内容、内容の取扱いは、幼稚園教育要領と全く同じにする。教育課程を保育所教育課程とし、保育課程ではなく全体的な計画とするとどうか（「教育課程」という表現が可能であれば、「教育課程」と使う方が要領と統一が取れてよい）。現行の「保育課程」では、養護と教育を一体的に行う「保育」のみを想定しているため、「保育所教育」とは相容れない部分がある。そのため、保育課程より全体的な計画の方が望ましい。

保育所教育は、以下のように図式化すれば、保育士の専門性を強調することも可能になる。また、現行の保育所保育指針に基づいて行われている5領域の教育とも整合性がある。



児童福祉法第18条の四 この法律で、保育士とは、第18条の18第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう

卒園時の姿や卒園後の学びへの接続を踏まえた保育のあり方について

小学校への接続以外にも保育要録を使うことで、保育要録の価値を高め、幼稚園幼児指導要録に近づけることができる。現行の要録は、小学校への連携の際に、かつ卒園児のみにしか使えない。幼稚園幼児指導要録や幼保連携型認定こども園教育保育要録では、転入園時にも使用可能で、かつ3歳以上児については、毎年記録が残る。3年間の指導の記録でもある。

保育所には児童票があるため、すべての3歳以上の幼児について要録を書くとする、当該年齢児に関しては二度手間になる（これについては、ICTを活用し、二度手間にならないようにすることも可能）。3歳未満の幼児は児童票（発達の経過を含む）、3歳以上の幼児を保育要録とし、どちらも変化も伝えられるようにするとどうか。なお、小規模保育等からの受け入れも、3歳未満の幼児は児童票、3歳以上の幼児は保育要録とするかどうか。

保育士不足解消のため小学校教諭免許を持つ者も、“保育士”としてみなして、保育所で働くことができるようになった。このことは、基礎自治体内での人事交流を活発化させるものである。保育所と小学校の連携が進むと、子どもの就学に当たって保育士が伝えたいことと教諭が伝えて欲しいことが類似してくる（Shimizu, et al., 2009; 清水ら, 2009）。そのため連携を更に進めたり、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムを基礎自治体単位で作成したりするなど、接続の前提となる連携を十分に行うようにするとどうか。

目標に向けた指導計画の作成と展開、評価のあり方について

保育所教育課程と指導計画の関係、長期の指導計画と短期の指導計画の関係を明示する義務を設けるとどうか（指導監査でもその関係を監査＋指導）

自己評価の公表を義務づけるとどうか。

学校教育法施行規則（第5節 学校評価：幼稚園にも準用）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

日頃の保育の記録・評価については、実施義務を明記する。記録方法の工夫を促す（写真の活用等）。保護者との記録の共有が保育に関する指導につながることを明記するとどうか。

保育課程の編成とマネジメントのあり方について

「全体的な計画」の編成における留意事項は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の記述を、「保育所教育課程」の編成における留意事項は、幼稚園教育要領の記述をそのまま踏襲するとどうか。

例えば、「1年の保育所教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない」「1日の保育所教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする（ただし、3歳以上の幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮する）」など。

2. 全体の構成、総則について

小学校教育への連続性（児童の最善の利益にもつながる）を踏まえて、保育所教育が幼稚園教育とほぼ同じであることを強調する。そのため、関係法令に入っているという理由で幼稚園教育要領や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に入っていない内容（研修の義務や権利、職員や長の位置づけや役割など）は、すべて総則に含める。保育士の役割をキャリアパスに関連づけるとどうか。

現行指針の「第2章 子どもの発達」は、個人差に配慮して、解説書に。

「3歳以上の幼児に対する保育」、「3歳未満の幼児に対する保育」、「乳児に対する保育」など「乳児」「幼児」や、「児童福祉施設の長」など、児童福祉法にある表現を用いる。法の定義をうまく活用して、指針と児童福祉法を結びつける（幼稚園教育要領は学校教育法に直結）。

保育所教育の基本（幼稚園教育の基本と同じものにする）を「総則」あるいは「3歳以上の幼児に対する保育」に含める。

事務職員について、「もっぱら事務を処理する役割の者」など、表現を工夫して、位置づけるとどうか（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に「置くことができる」などと入れる方が望ましい）。保育環境評価スケールで高得点の保育所は、保育士が保育の記録や教材研究に時間をかけている（Shimizu & Uzuhashi, 2012）。事務職員を置いている保育所は、保育の記録を書くために保育士が時間を使っている（Shimizu ら, 2013, 2014, 2015）。

発表

欧州心理学会、日本教育心理学会、ECERS meeting、欧州乳幼児教育学会。

「3歳以上児の保育」「全体の構成」「総則」等について（意見）

砂上 史子

I. 保育所における「教育」のあり方について

1. 保育所保育における「教育」をより明確に位置づける。

保育所保育指針 第1章 総則

2 保育所の役割

(2) 保育所はその目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

- 「子ども・子育て支援新制度」のめざす「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的提供」をふまえて、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれを利用しても、「質の高い幼児期の（学校）教育」を受けられることを保障することが求められる。
- 従来、幼稚園、認定こども園との比較において、保育所の教育的機能が希薄であるように語られる風潮や傾向に対して、次期の改定において、保育所に教育的機能を有することをより明示・強調する。そのためには、保育所における「教育」の定義（位置づけ）を、幼稚園教育等との関係性においてより明確にする必要がある。

保育所保育指針 第1章 総則

3 保育所の原理

(1) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

教育基本法 第2章 教育の実施に関する基本

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に務めなければならない。

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成（人格形成）にとって極めて重要であり、そのための基礎を培うものである。
- 幼児期の教育のめざすところ＝「生涯にわたる人間形成（人格形成）の基礎を培う」は、家庭教育、保育所保育、幼稚園教育、認定こども園の教育において共通する。
- 「学校教育」に相当しない「幼児期の教育」もまた、生涯にわたる人間形成の基礎を培う点では、教育であることに変わりはない。…→ 保育所における「教育」の第1の側面。

2. 「3歳以上児の保育」は、幼稚園教育と同様の「学校教育に相当する」教育を含むものとして位置付ける。

学校教育法 第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 幼稚園教育の目的＝「義務教育及びその後の教育の基礎」は、幼稚園教育要領と5領域のねらい、内容とほぼ同様のねらい、内容を持つ保育所保育においても、培われているといえる。
- 保育所の3歳以上児においては、その保育のうち、5領域のねらい、内容にかかわる部分は「学校教育に相当する」教育として位置付ける。…→ 保育所における「教育」の第2の側面。

保育所保育指針 第1章 総則

3 保育所の原理

(2) 保育の方法

オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。

幼稚園教育要領 第1章 総則

第1 幼稚園教育の基本

幼稚園における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

(略)

2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

- 保育所保育のうち、「学校教育に相当する」教育として位置付ける部分は、子どもの主体性を重視した、幼稚園教育要領の総則の「環境を通して行う」「遊びを通しての指導を中心として…総合的に達成」するものであることを原則とする。このことにより、特定の知識・技能の獲得に偏った「幼児期にふさわしくない」と思われる保育方法を「教育的」と捉える風潮やそのような実践の行き過ぎに歯止めをかける。
- 保育所保育指針においても、「遊び」を幼児期にふさわしい「重要な学習」として明記する。教育活動としての遊びは、子どもの自発性、自由度の高さ、楽しさを重視しつつ、教育的意図をもって計画的に展開されるものである。
- 「遊びを通して総合的に保育」する際に、その保育が、具体的な指導計画、環境構成/教材研究、記録/反省を伴い、評価・改善を図るものであることをより強調する。この点に関して「カリキュラム・マネジメント」という言葉を用いることができるかどうか検討する。
- 認定こども園の3歳以上における「教育時間」（1号認定の幼児と2号認定の幼児が同じクラスで活動する）のような、「学校教育に相当する時間」を意識することを促すべきかどうか、議論が必要である。
- 保育所における教育の存在を明確にするために、5領域に関しては、幼稚園要領、幼保連携型認

定こども園と構成を共通化する。各領域に「ねらい」「内容」「内容の取り扱い」を記載する。

II. 卒園時の姿や卒園後の学びへの接続を踏まえた保育のあり方について

1. 幼稚園教育要領改訂の議論を踏まえながら、保育所保育と小学校教育との接続について記す。

○中央教育審議会教育課程幼児教育部会

＜幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の再整理イメージ(たたき台)

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」

「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・感覚」

○中央教育審議会教育課程幼児教育部会

・小学校以上で育成すべき資質能力の三つの柱

「個別の知識や技能(何を知っているか、何ができるか)」

「思考力・判断力・表現力等(知っていること・できることをどう使うか)」

「学びに向かう力、人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)」

・資質・能力の三つの柱に沿った幼児教育において育成すべき資質・能力の整理イメージ(たたき台)

「個別の知識や技能の基礎(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)」

「思考力・判断力・表現力等の基礎(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)」

「学びに向かう力、人間性等(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)」

- 幼稚園教育要領改訂に向けた中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育部会における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(再整理)」や「資質・能力の三つの柱に沿った幼児教育で育成すべき資質・能力」等の議論との整合性を図り、保育所保育指針においても反映する。
- 5歳児(後半)の保育については「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、幼児の実態に応じながら、自立的・協同的な活動を促すなど、「アプローチカリキュラム」の充実を通して、小学校との円滑な接続を強化する。
- 保育所児童保育要録を、幼稚園幼児指導要録、認定こども園こども要録と形式を揃える。幼稚園教育要領と同様に記載する欄を3歳以上の3年間とする。

以上.

社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第5回）意見書

「保育所保育指針改定に向けた検討課題」に関する意見
「3歳以上児の保育」及び「全体の構成、総則等」について

東京成徳短期大学
寺田清美

1. 養護を総則の中に「保育の基盤」として位置づくことを提案する

1 「養護」と「教育」の定義について

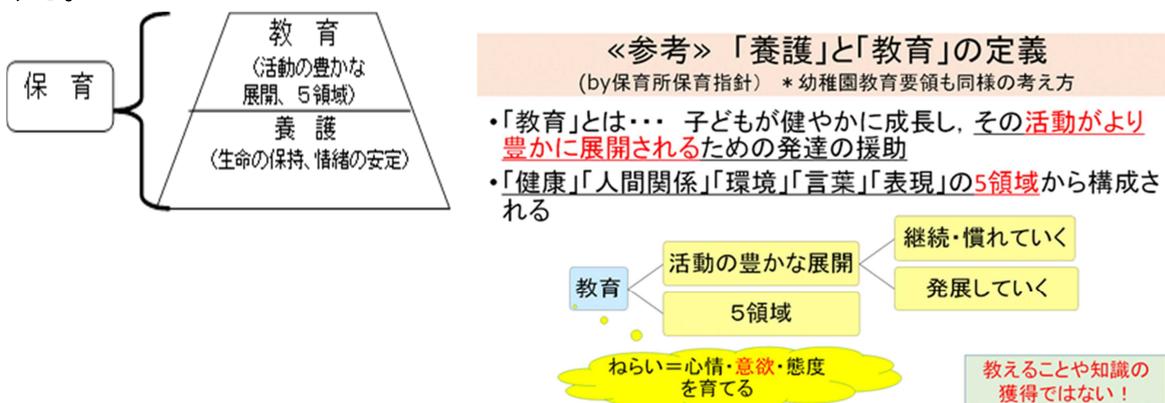
「養護」という営みは保育の基盤となるものであり、「教育（活動の豊かな展開／5領域）」の土台である。

→ 養護は、すべての年齢で意識することが必要である。

情緒の安定のねらいとは、一人一人の子どもが、安定感を持って過ごせる、自分の気持ちを安心して表すことができる、周囲から主体として受けとめられ主体として育ち、自己を肯定する気持ちが育まれていく、心身の疲れが癒される、ことなどである。

（つまり、0.1.2歳児だけではなく、5歳児年長でも土台となるものである）

* 認定こども園教育・保育要領では、第1章総則に「保育の基盤」として養護が位置づいている。そのため、保育指針も養護を総則の中に保育の基盤として位置づくことを提案する。



2. 保育所に「教育」があることをより、明らかにし・強調する。

現在、保育所の教育的機能が希薄であるように語られる傾向があることは否めない。それゆえ、保育所に教育的機能を有することをより明らかにし・強調することが必要である。

そのためには、保育所における「教育」の定義（位置づけ）を、幼稚園教育等との関係性においてより明確にする必要がある。

保育所と幼稚園の「教育」

1) 保育所保育指針解説書」(2008) より「教育」とは

- 乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくように援助すること
- 保育士等としての願いや保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し、導いてい

くこと

○ 保育士等が一方的に働きかけるのではなく、子どもの自発的な活動としての遊びなどを通して様々な学びが積み重ねられることが大切

2) 幼稚園教育要領」(2008) 第1章総則

○ 教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない

○ 次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

①. 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

②. 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

③. 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

以上の・容を踏まえて以下の・容を提案する。

1) 保育所における教育の存在を明確にするために、5領域に関しては、幼稚園要領、幼保連携型認定こども園と構成を共通化する。各領域に「ねらい」「内容」「内容の取り扱い」を記載する。

2) 保育指針2章 個々の発達について

現行、指針の2章については、個々の発達を大臣告示で縛るのは、そぐわない為 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じて解説に移行する必要がある

3) 「教材」という表現について

保育現場において、おもちゃ、遊具、玩具等様々な表現が見受けられるが、混乱を避けるためにも保育所において「教材」という表現が必要である。

4) 保育課程から全体的な計画へ

現行指針の保育課程については、全体的な計画への衣替えが必要である。

保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園が、全体的な計画を立て 「ねらい」・「内容」・「内容の取扱い」を共通化させる事で教育の中身の整合性が図れると考える。

小学校との接続を考えると、より解りやすくなるかと思われる。その際に内容の取扱いも盛り込む必要がある。

***小学校入学までに、知識や技能を育てるわけではなく、とくに「意欲」(やる気)を引き出すことが大切である**

3. 小学校への接続を円滑にするために

(1) 接続期カリキュラムを考える

* 何をつなぐのか? — 「大きな枠組み」として

	幼児期	児童期
○生きる力の基礎（健やかな心と体） ○自己肯定感・自己認識	○養護（生命の保持・情緒の安定） ○生活者としての自信・自己肯定感（自尊感情）・有能感、自己効力感 ○情緒の安定としての安心・安定	○学校経営、学級経営 ○生活者・学習者としての自信・自己肯定感（自尊感情）・有能感、自己効力感 ○情緒の安定としての居場所感・所属感
○学び・学習を捉える基本的な視点	○主体的な活動、5領域のねらい（心情・意欲・態度） ○学びに向かう力、夢中・没頭集中	学力の重要な3つの要素 (1) 基礎的・基本的な知識・技能 (2) 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 (3) 主体的に学習に取り組む態度
○いま・これからの課題 * 育成すべき資質・能力	○主体的・能動的な活動を通じた学び ○協同的な活動・学び（5歳児頃～） ○自ら考えようとする気持ち、気づく力 ○感情・体験を基盤にした言語力の育成 ○体験を基盤にした理数的な学びの芽生え ★非認知的能力・社会情動的スキル	○主体的な活動を通じた学び、能動的な学び（アクティブ・ラーニング） ○協同的な学習（学び合い、グループワーク） ○深い学び、気づきの質的な高まり、対話的な学び ○言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実 ○道徳教育や体育などの充実 ★非認知的能力・社会情動的スキル
○子ども観	○子どもの育ちを肯定的に見る→「伸び行く子どもたち」というような肯定的なまなざし ○子どもの経験してきたこと・育ってきたことを活かす。	

(2) 保育要録について

① 要録様式の1本化を提案

これまでの保育要録に関する全国調査の結果、保育要録を作成することが、保育士にとって負担になっている（寺田他 2012）。しかし、保育要録は小学校に送付するという目的のためだけにあるわけではない。保育要録を作成することで改めて子どもの育ちを振り返る

ことができ、保育士自身の保育を見直すきっかけにもなるのである。また、保育要録が媒体となって、保育士と小学校教員との交流のきっかけが生まれることにも大きな意味がある。保育要録が単に小学校へ送付するための形式的な書類とならないように、作成した保育士にとっても大きな気づきやメリットがもたらされるものであって欲しいと考える。

保育要録に関する研究調査では、保育要録を作成している保育所側には、「せっかく苦勞して保育要録を作っても、小学校では本当に活用してくれているのだろうか？」という疑問を持っていることが、明らかになった。

「保育要録が確実に役に立つ」という期待がなければ、作成意欲が萎えてしまうのは無理もない。保育所ではどのような思いで保育要録を作成し、小学校でどのように活用してほしいと考えているのかを小学校側に伝え、小学校側の意見を聴くことが必要である。そして保育要録は、子どもが保育所から小学校に入学する「接続期」の活用と、子どもが小学校の6年間を順調に過ごせるように援助する資料となる必要がある。

そのためにも現在統一されていない保育所、幼稚園、幼保連携こども園の各要録の様式の1本化をすることを提案する。

② 保育要録をきっかけとした保幼小連携のあり方

保育要録だけでは保小の連携を完璧に推進するには限界があることも事実である。保育要録をきっかけとして、保育士と小学校教員が直接顔を合わせ、詳細に打ち合わせる機会は必ず必要になるであろう。保育要録によって幼児期の子どもの育ちにふれれば、小学校でのスタートカリキュラムに活かすこともできる。接続期カリキュラムでは、保育所での子どもの遊びや生活を一部取り込んで組み立てることもあるため、日ごろから互いに保育所や幼稚園の保育を体験する「一日保育者体験」をしたり、保育者も小学校の授業を参観することも必要になってくる。

4. 保幼小中連携とふれあい交流の提案

保育所保育指針解説書6章コラムにも紹介されているが、「命の大切さ」、「子ども・家庭の理解」を推進するために小中学生と赤ちゃんとのふれあい交流を実施することは、児童生徒が赤ちゃんや子育てへの関心を高めたり、保護者の方との関わりを深めるといった効果が示されている。また、保育所、幼稚園においても、ふれあい交流を通して、地域の様々な人の輪を広げる一助となっている。

2012年度から中学校の技術・家庭科（家庭科分野）で、「幼児とのふれあい学習」が必修化されたことにより、このような効果がさらに広がることが期待されている。さらには、生徒が親準備性を身につける機会を得たり、保護者が我が子への関心や愛情を示す生徒とのふれあいを通して、子育ての幸福感や充足感を高める重要な機会にもなる。

寺田は25年間の継続実践や研究により「ふれあい交流授業」では、女子と男子が平等に体験できること、特に男子生徒は女子生徒より、ふれあい体験の前後で子どもへの

好意感情と自己効力感が上昇するとの結果が示された。

このような交流を保育所や幼保連携型認定こども園で普遍的に取り組むことにより、保幼小中連携の効果は高まると考える。

(以上の関連内容は、少子化対策白書・コラムの中に「中学生とあかちゃんとのふれあい体験学習」 内閣府、平成 24 年度「少子化の状況に及び少子化への対処施策概況」(第 183 回国会提出)の中にも掲載された。)

5. 小規模保育等からの受け入れ時の対応

保育所から小学校への接続同様、小規模保育等から大規模保育所への接続の配慮も必要である。

受け入れ保育所との日常的な交流(給食交流・体験遊び)等、移行する児童・受け入れる児童同士の交流は子どもの最善の利益を考慮した・容であることが必要である。

《文献》

- 1) 寺田清美・和田信行他(2012)保育所児童保育要録と保障連携に関する調査報告書 日本保育協会
- 2) 寺田清美(2009)保育所児童保育要録書き方ガイド 学研
- 3) 瀧川光治(2015)「乳幼児の教育」ちゃいるどネット OSAKA 52号, p14
- 4) 寺田清美他「大学生の「赤ちゃん体験」についての調査と分析—「接触体験」と「観察体験」の有効性—」(2013)東京成徳短期大学紀要第 46号

3歳以上の保育、全体の構成、総則等に関する意見

村松 幹子

3歳以上の保育、全体の構成、総則等について、今回の改定に反映すべき事項は以下のとおりです。

以下の点を十分制度に反映することが必要と考えます。

【3歳以上の保育について】

- (1) 子どもの育てて欲しい姿を明記することが必要。
育てて欲しい姿とは、意欲を持って、子どもが自ら考え、主体的に行動できるようになること。基本的な生活習慣など、基礎的な生きる力を培い身につけること。集団生活の中で、人間関係を築き、コミュニケーション能力を育むこと。
- (2) 現行の保育所保育指針では、3歳未満児について個別的な計画を作成することとされている。3歳以上児についても作成することが必要。
- (3) この個別的な計画を踏まえ、「保育所児童保育要録」を作成し、それを小学校に引き継ぐことにより、一人ひとりの子どもの発達の連続性を確保すべき。
なお、「保育所児童保育要録」については、それを受取る小学校側にその目的を理解していただくとともに、円滑な接続が行われるよう制度的な整備が必要。

【全体の構成、総則について】

- (1) 総則に、保育所における教育について明記すべき。
保育所における養護と教育が一体となった保育は、専門性を有する保育士が教育的意図を持って行っているものであり、家庭における保育とは質的に異なるものであること、保育所保育指針における保育課程は、幼稚園教育要領における教育課程と同質のものであることを明記すべき。
- (2) 総則に、施設長に求められる、保育所がめざす保育の理念を職員に明確に示すなどの役割について明記すべき。

【その他について】

- (1) 現行の保育所保育指針の第7章「職員の資質向上」において、保育の質の向上を図るため、職員一人一人に研修などを通じて、資質の向上に取り組むことが求められている。新たな指針においては、そのための研修機会が確保されなければならないことを明記すべき。